

建設業や製造業の事業主が地域の事業主団体などと連携して行うOJT付き訓練などを助成対象とした「ものづくり人材育成訓練（事業主団体等連携型訓練・企業連携型訓練・企業単独型訓練）」を創設

【概要】

- ・雇用する労働者に対し、OJT付き訓練で、厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練(実践型人材養成システム)」を実施する場合に助成が受けられる訓練コースです。
- ・助成金の手続きを行う前に、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。
- ・実施する訓練は、①企業が単独で実施する訓練（企業単独型訓練）、②複数の企業が連携して実施する訓練（企業連携型訓練）、③事業主団体などと企業が連携して実施する訓練（事業主団体等連携型訓練）の3種類です。

訓練対象者	・ 15歳以上45歳未満の労働者であって、雇用保険の被保険者（※1）
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内におけるOJT（実習）と教育訓練機関で行われるOff-JT（座学）（※2）を効果的に組み合わせる訓練（認定実習併用職業訓練）であること ・ 建設業または製造業に属する事業主が実施する認定実習併用職業訓練であること ・ 実施期間が6か月以上2年以下であること ・ 総訓練時間が1年当たりの時間数に換算して850時間以上であること ・ 総訓練時間に占めるOJTの割合が2割以上8割以下であること ・ 訓練修了後に評価シート（ジョブ・カード様式4号）によって職業能力の評価を実施すること

※1 過去3年以内に、同一事業主または過去6か月以内に他の事業主により実施した雇用型訓練（実習併用職業訓練、有期実習型訓練と若者チャレンジ訓練）の受講者は対象外です。また、公的な職業訓練終了後6か月以内の人は対象外です。

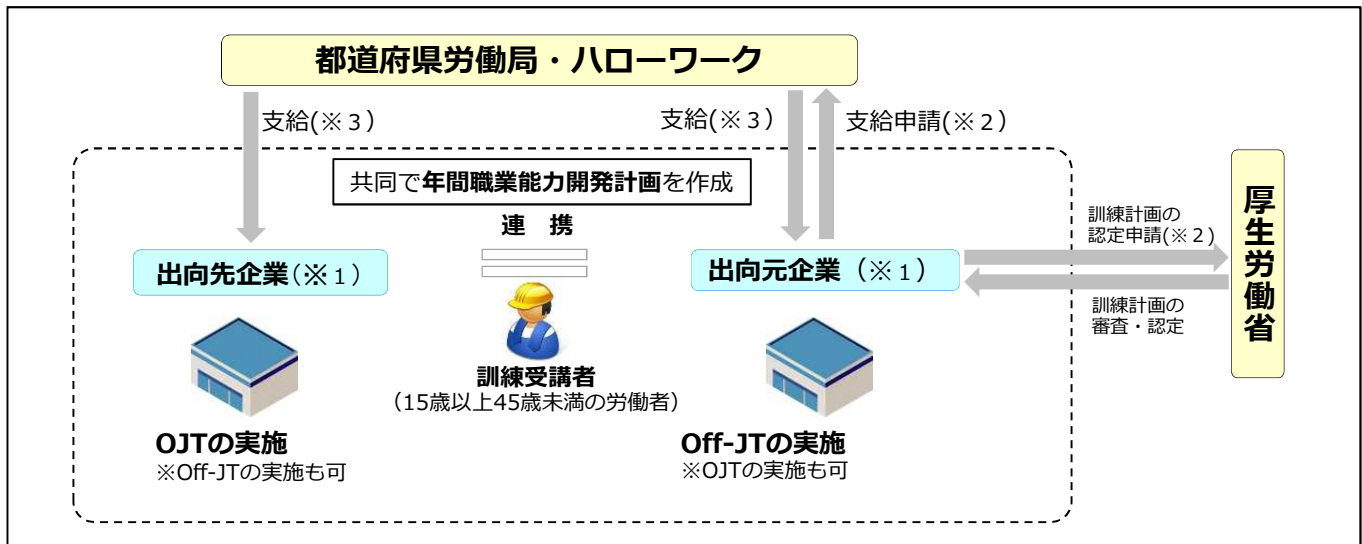
※2 企業連携型訓練の場合、出向元企業と出向先企業以外の方が出向元企業と出向先企業以外の設置する施設で行う訓練はOff-JTに含まれます。
また、事業主団体等連携型訓練または企業単独型訓練の場合、申請事業主の企業以外の方が申請事業主以外の設置する施設で行う訓練はOff-JTに含まれます。

【企業単独型訓練】

現行の「認定実習併用職業訓練コース」の手続きを活用した訓練コースです。

【企業連携型訓練】

- ・ 出向元企業と出向先企業（系列会社やグループ会社など）が連携して、雇用する労働者に実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせる訓練を実施
- ・ 出向元企業と出向先企業が共同して「年間職業能力開発計画」を作成。
- ・ Off-JT訓練とOJT訓練について、出向元事業主（出向元企業）と出向先事業主（出向先企業）に、経費助成、賃金助成、実施助成をそれぞれ支給



※1 大企業も対象

※2 認定実習併用職業訓練計画、訓練実施計画届の作成・提出や支給申請は、出向元事業主（出向元企業）が行う。

※3 Off-JTの経費助成：中小企業2/3、大企業1/2

Off-JTの賃金助成：1時間当たり中小企業800円、大企業400円

OJTの実施助成：1時間当たり中小企業700円、大企業400円

◆活用例 1（専門工事業社同士の連携）

専門工事業社同士における技能の均一化を図りたい。

→ A 専門工事業社（B 専門工事業社の協会会員）の職人に対して、教育訓練機関を活用し、専門工事業で必要となる共通の知識・技能に関するOff-JTを実施。さらに、A 専門工事業社でOJTを実施することが困難なため、B 専門工事業社に出向させ、専門工事業社同士で技能が均一化するよう、Off-JTで得た知識・技能を生かしたOJTを実施

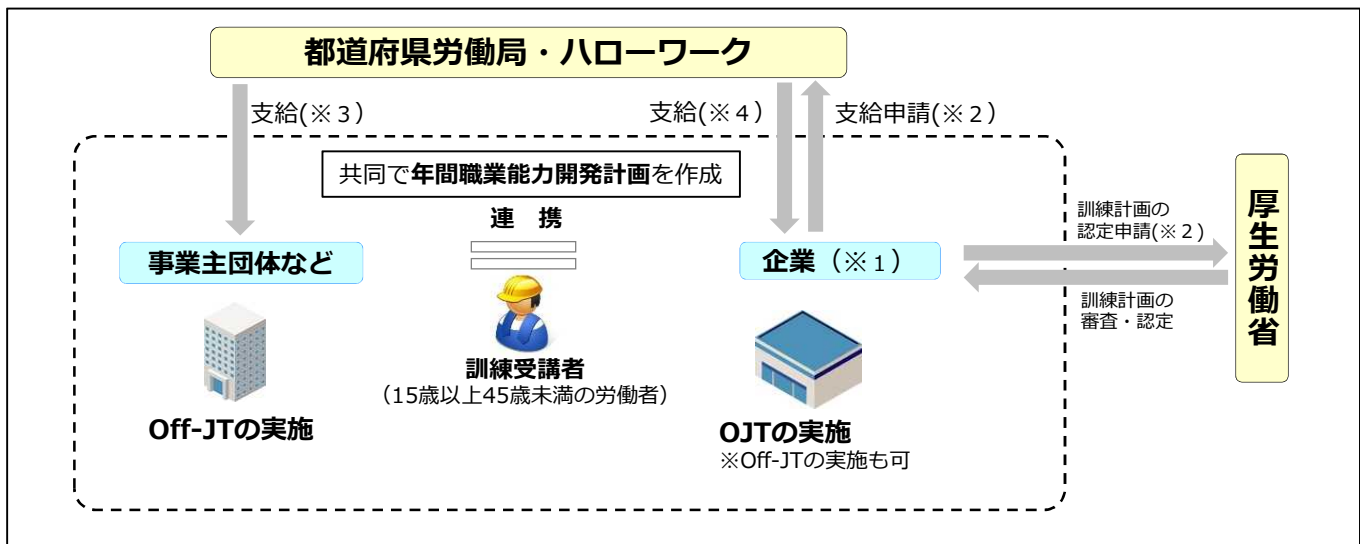
◆活用例 2（自動車部品製造企業と自動車部品組立業企業の連携）

自動車部品組立企業や自動車メーカーが求める自動車部品の製造にさらに取り組みたい。

→ 自動車部品を製造している出向元企業の労働者に対して、教育訓練機関を活用し、自動車部品組立のためのOff-JTを実施。さらに、自動車部品組立業に出向させ、Off-JTで得た知識を生かして部品製造の実践力を身につけるよう、出向先企業でOJTを実施

[事業主団体等連携型訓練]

- ・ 事業主団体などと企業が連携して、雇用する労働者に実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施
- ・ 事業主団体などと企業が共同して「年間職業能力開発計画」を作成
- ・ 事業主団体などはOff-JT訓練の経費助成、企業はOff-JT訓練の賃金助成とOJT訓練の実施助成をそれぞれ受給



※1 大企業も対象

※2 認定実習併用職業訓練計画、訓練実施計画届の作成・提出や支給申請は、事業主（企業）が行う。

※3 Off-JTの経費助成：事業主団体など 2/3

※4 Off-JTの賃金助成：1時間当たり中小企業800円、大企業400円
OJTの実施助成：1時間当たり中小企業700円、大企業400円

◆活用例 1（内装業者と内装関係団体の連携）

床工事からクロス工事まで内装業の多能工の職人を育成したい

→ 内装業はさまざまな資格と技能を習得した職人が必要とされるため、事業主団体が教育訓練機関を活用し、クロス工事に必要な資格取得と技能取得に関するOff-JTを実施。さらに、習得した技能を実践するため、企業においてクロス工事のOJTを実施

◆活用例 2（航空機製造企業と航空機関係団体の連携）

航空機製造などに関する事業主団体が作成した各社共通のOff-JT・OJTカリキュラムを活用して地域における人材育成に取り組みたい。

→ 事業主団体が教育訓練機関を活用し、実技訓練などのOff-JTを実施。さらに、習得した技能を実践するため、企業においてOJTを実施